



高等職業訓練促進給付金

◇ 対象者

- 小樽市内在住
- 20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の親
- 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある方（※）
- 6か月以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれる方
- 仕事または育児と学業の両立が困難な方
- 過去に訓練促進給付金や修了支援給付金など趣旨を同じくする給付を受けていない方

（※）所得基準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き利用対象となる場合があります

資格を
とりたい



◇ 対象資格

医 療

- ・看護師・准看護師・保健師・助産師・作業療法士
- ・理学療法士・言語聴覚士・視能訓練士
- ・義肢装具士・歯科衛生士・歯科技工士
- ・柔道整復師・はり師・きゅう師
- ・臨床検査技師・診療放射線技師・臨床工学技士

福祉・心理

- ・保育士・介護福祉士・社会福祉士
- ・精神保健福祉士

その他の国家資格

- ・栄養士・美容師・理容師
- ・調理師・製菓衛生師・自動車整備士

雇用保険法に規定する教育訓練給付金の指定講座

- ・情報関係の民間資格・社会保険労務士・税理士・行政書士・電気主任技術者試験
- ・介護福祉士実務者養成研修・宅地建物取引士資格試験

◇ 支給内容

修 業 中

訓練促進給付金



- ・住民税非課税世帯 月額100,000円
- ・住民税課税世帯 月額 70,500円

※最終の1年間は支給額を4万円加算
※最大4年間の支給(条件あり)

修 了 後

修了支援給付金

- ・住民税非課税世帯 50,000円
- ・住民税課税世帯 25,000円

修了おめでとう★



◇ お問い合わせはこちら

事前相談が必要となります

小樽市こども未来部こども福祉課
TEL：0134-32-4111 内線319

高等職業訓練促進給付金 申請手続きと請求手続きのながれ

受講開始前に事前相談を受けてください

現在の生活状況、就労状況を聴き取り、この給付金の支給が生活の経済的負担の軽減を図り、資格取得が自立に繋がるかを判断します。

事前相談(要予約)

TEL: 0134-32-4111
(内線319)

【持参するもの】

☐ 進学先(予定)のパンフレット

事前審査

訓練促進給付金

**申請手続き
入学後(要予約)**

【提出書類】

- ☐ 在学証明書
- ☐ 児童扶養手当証書の写し(※)
- ☐ 世帯全員の戸籍謄本(※)
- ☐ 印鑑
- ☐ 給付金受取口座の預金通帳のコピー
- ☐ 就労証明書(通信課程を受講する方)
- ☐ 所得課税証明書(1月1日に小樽市在住でない方)

※省略できる場合があります

審査

支給決定

《こども福祉課からの送付書類》

- ・支給決定通知
- ・請求書(認定月～7月分、8月分以降は別途送付)
- ・出席状況確認書

支給開始

【毎月提出するもの】

- ☐ 請求書
 - ☐ 出席状況確認書(毎月学校からの証明を受けてください)
 - ☐ 在籍証明書(通信課程を受講の方)
- ※毎月指定日までの提出が必要です

※年度ごとの申請になりますので進級時には再度申請手続きが必要です。
※毎年8月に、前年の収入を確認して支給金額の見直しを行います。

支給終了

修了支援給付金

申請手続き

審査・支給決定

【提出書類】

- ☐ 修了証明書
- ☐ 単位取得証明書または成績証明書
- ☐ 児童扶養手当証書の写し(※)
- ☐ 世帯全員の戸籍謄本(※)
- ☐ 印鑑
- ☐ 給付金受取口座の預金通帳のコピー

※省略できる場合があります